

経営者様
向け

弁護士による労務対策シリーズセミナー

(1)残業問題 (2)ハラスメントにならない指導の方法

部下のミスに注意できず悩んでいるという
経営者の方へ弁護士が対処法を徹底解説！！

▼第2回

ハラスメント にならない指導の方法

このような方はぜひ本セミナーにご参加ください！

- ハラスメントと指導の違いがわからない方
- 何度も注意しなければならない時に悩んでしまう方
- ハラスメントだという意識の無い社員が社内において困っている方
- 従業員にハラスメントについて周知したい経営者の方

参加費用
無料!

オンライン	2024年 6月17日(月)	10:00~11:30 Web会議システム「Zoom」
オンライン	2024年 6月19日(水)	10:00~11:30 Web会議システム「Zoom」
オンライン	2024年 6月21日(金)	10:00~11:30 Web会議システム「Zoom」

・Web会議システム『Zoom』を使用して実施します。
ご参加には、パソコン、タブレット、スマートフォンなどの端末と、インターネット環境が必要です。
また、全日程とも同一の講義内容になります。

講師

上野労務経営法律事務所 弁護士 上野 俊夫



【講師プロフィール】群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。
平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に
勤務後、平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。
設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。
社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。
令和2年度より、館林商工会議所の顧問弁護士に就任。
一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了(労働法ゼミ)

【所属】群馬弁護士会、館林、太田、桐生、伊勢崎、
佐野商工会議所
【講演歴】館林市役所、太田市役所、羽生市商工会、
群馬県社会保険労務士会 太田支部、
栃木県社会保険労務士会 県南支部、他多数
【メディア】読売新聞、毎日新聞、上毛新聞、他多数



セミナーのポイント

- 01. ハラスメントになる実際事例をポイント解説
- 02. ハラスメントをする等の問題社員に対する対応の3つの失敗例
- 03. 問題社員への適切な5つの対応策
- 04. 社内のハラスメントを正し、人材を定着させ、人手不足時代を勝ち抜く！

過去のセミナーの参加者の声

「現在の業務に大変参考になりました。」
 「具体的な説明でわかりやすかったです。」
 「各事例に具体性があり、実際に問題発生した場合対応できそう。」
 「説明が実践に基づいているので分かりやすかった。」

当事務所のセミナーが選ばれる理由

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます！
- ③ 実際の紛争トラブルを踏まえた具体的な事例を解説します！
- ④ オンライン形式なので気軽に参加できます！

**参加費用
無料!**

参加特典
 今回のセミナーにご参加の方へ
 特典がございます。

- 01 無料法律相談(初回30~50分)
- 02 **問題社員対応**リスクの無料診断
- ▼さらに、セミナーを機に顧問契約をお申し込みいただいた場合
- 03 無料での管理職向け労務管理セミナー実施
- 04 過去の勉強会、研修のテキストをご提供

セミナーのお申し込みはウェブ申込フォーム、またはFAXで送信ください (FAX:0276-56-4735)

【パソコン・スマートフォンから】

QRコード



上野労務経営法律事務所 セミナー

🔍 で検索!

<https://komon-uenolaw.com/seminar/>

【FAX用お申し込みフォーム】

貴社名		ご担当者様名	フリガナ
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	必須		
	参加されるセミナーに✓を付けてください。		
第2回: ハラスメントにならない指導の方法	<input type="checkbox"/> 【オンライン】 6月 17日(月)10:00~11:30	<input type="checkbox"/> 【オンライン】 6月 19日(水)10:00~11:30	
	<input type="checkbox"/> 【オンライン】 6月 21日(金)10:00~11:30		

※申込期限は各セミナー開催日前日までとさせていただきます。
 セミナー当日のお申し込みはお控え頂きますようお願いいたします。

お申し込み・お問い合わせ先/上野労務経営法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL:0276-56-4736 FAX:0276-56-4735 URL:<https://www.komon-uenolaw.com>



※問題社員とは違法行為をしたり正当な業務命令に従わない社員等をいうものです。社員の人格は最大限尊重されるべきで、違法行為と人格は別のものであり、問題社員という言葉は、社員の人格を非難するものではありません。